

吾妻脳神経外科循環器科 運営規程 〔指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション〕

(事業の目的)

第1条 社会医療法人輝城会が運営する吾妻脳神経外科循環器科(以下「事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 吾妻脳神経外科循環器科
- 所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 760 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 医師 1名以上
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護職員
利用者の数が10人までは、その提供を行う時間帯を通じて1名以上、利用者の数が10を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上(専らリハビリテーションの提供にあたる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は利用者100人又はその端数を増すごとに1名以上)
従業者は、事業の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、祝日、お盆、年末年始を除く。
- 営業時間 8:30-17:30
- サービス提供時間 月曜、水曜、土曜 1単位目 8:50-10:50 2単位 14:00-16:00
火曜、金曜 1単位目 14:00-16:00
木曜 1単位目 10:30-12:30

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位につき10名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- 一 機能訓練、運動指導
- 二 日常生活動作訓練
- 三 活動・参加の推進
- 四 動作介助・介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 認知機能の維持向上訓練 など

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円を徴収する。
- 二 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。
- 三 利用予定日の営業開始時間までに利用中止の申し出がなかった場合のキャンセル料は、当日の利用料金（自己負担相当額）とする。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明した上で、支払いに対する同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東吾妻町、中之条町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及びその家族は、指定通所リハビリテーション等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 利用中止等の連絡は、利用予定当日の午前8時までに申し出ること
- 三 機能訓練室及び設備等を利用する際には、従業者が指示する事項を遵守し、事故防止に協力すること
- 四 けんか・口論、暴言・暴力等、他の利用者や職員に迷惑をかけること
- 五 金銭や貴重品類を持ち込まないこと（持ち込んだ際は、利用者自らが管理）
- 六 危険物を持ち込まないこと
- 七 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

八 その他悪質な行為等があった際は、利用を中止する場合もある。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーション等を実施中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。また、利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上でその態様および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - 二 成年後見制度の利用支援
 - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 五 虐待防止委員会の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報保護の保護）

- 第18条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人輝城会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年12月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。